

## 吹田市環境部事業課会計年度任用職員(清掃職員)募集要項

### 1 募集職種

清掃作業員

### 2 主な業務内容

家庭から出るごみの収集作業

### 3 採用予定人数

1人

### 4 応募資格

意欲的に業務ができる人

ただし、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません。

欠格条項(地方公務員法 16 条)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 5 勤務条件

任用期間	任用日から令和8年3月 31 日まで
勤務場所	環境部事業課(吹田市津雲台 7 丁目 7 番 D138-101 号)
勤務日	月曜日から金曜日 土曜日は隔週勤務
勤務時間等	午前 8 時 45 分から午後 4 時 45 分まで(休憩時間 45 分) 土曜日は午前 8 時 45 分から正午まで
週休日及び休日	日曜日 所属長が指定する 8 週間につき 4 の土曜日 所属長が指定する 8 週間につき 2 日
給与	月額 194,504 円 (月額に 14% を乗じた額を地域手当とし別途支給)
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき通勤手当、期末・勤勉手当(賞与)等を支給

休暇	任用期間に応じて年次休暇等を付与
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付きとし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※ 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 6 申込及び選考方法

申込先及び問合せ先	〒565-0862 吹田市津雲台7丁目7番 D138-101号 吹田市環境部事業課 電話:06-6832-0026
申込方法	上記申込先に電話連絡のうえ、3か月以内に撮影した写真(正面向き、本人と確認できるもの)を貼付した履歴書を直接持参か郵送で提出してください。後日、面接の日程を連絡します。
選考方法	書類選考及び面接
結果通知	面接日以降おおむね1週間以内に電話で通知します。

※合格から任用までに、任用することにふさわしくない非違行為があった場合は、任用しません。

※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

※選考に関する書類は返却しません。